

松山市建設工事等苦情処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「市発注建設工事」という。)について、入札及び契約手続に関する透明性と公正な競争を確保するとともに、松山市建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱(平成17年要綱第46号)に基づく入札参加資格停止、警告又は注意の喚起(以下「入札参加資格停止等」という。)の透明性の向上を図るため、入札及び契約手続の過程並びに入札参加資格停止等の苦情を適切に処理する手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領に定める苦情処理の対象は、以下のとおりとする。ただし、市発注建設工事については、設計金額130万円を超えるものに限る。

- (1) 市発注建設工事(一般競争入札、指名競争入札及び随意契約)
- (2) 入札参加資格停止等

(苦情の申立て)

第3条 次の各号に掲げる者は、苦情の申立てを行うことができる。

- (1) 一般競争入札

当該入札の入札参加申請をした有資格者のうち、市長による入札参加資格を有しないことを確認した旨及び入札参加資格を有しない理由(以下「非確認理由」という。)の連絡を受けた者で、当該非確認理由に対して不服がある者

- (2) 指名競争入札

当該入札と同一工種に登録がある有資格者のうち、当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者

- (3) 随意契約

当該契約と同一工種に登録がある有資格者で、市長に当該契約の相手方として選定されなかったことに不服がある者

- (4) 入札参加資格停止等

当該入札参加資格停止等に対して不服がある者

(苦情の申立ての方法)

第4条 前条各号に定める苦情の申立ては、それぞれ次の方法により行うものとする。

- (1) 前条第1号に定める申立ては、非確認理由を通知した日の翌日から起算して7日(松山市の休日を定める条例(平成3年条例第24号)第1条第1項に規定する市の機関の休日(以下「休日」という。))を含まない。)以内に、市長に対して苦情申立て書(第1号様式)を提出することにより行う。

(2) 前条第2号及び第3号に定める申立ては、入札及び見積結果の公表日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して苦情申立て書を提出することにより行う。

(3) 前条第4号に定める申立ては、次に掲げる期間内に、市長に対して、苦情申立て書を提出することにより行う。

ア 入札参加資格停止 当該入札参加資格停止の期間内

イ 警告又は注意の喚起 当該警告又は注意の喚起のあった日から起算して7日（休日を含まない。）以内

（苦情の申立てに対する回答及び結果の公表）

第5条 市長は、前条各号に定める苦情の申立てを受理した場合にあっては、申立て期間の最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、苦情申立て者に対して、苦情申立て回答書（第2号様式）により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、苦情件数が多数におよぶ等事務処理上の困難、その他の合理的かつ相当な理由があるときは、回答期限を延長できるものとする。

3 市長は、苦情申立て者に対して、回答を行ったときは、申立て書及び回答書を、閲覧により速やかに公表するものとする。

（苦情の申立ての却下）

第6条 市長は、申立てが第3条各号に定める要件のいずれにも該当しないとき、第4条各号に定める方法によらないとき又はその他客観的かつ明白に適格を欠くと認められるときは、前条の規定にかかわらず、当該申立てを却下することができる。

2 前項に定める却下は、申立てを受理した日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、苦情申立て却下通知書（第3号様式）により行うものとする。

（再苦情の申立て）

第7条 第5条第1項に定める回答書を受理した者であって、当該回答書による市長の説明等に不服のある者は、再苦情の申立てを行うことができる。

（再苦情の申立ての教示及び明示）

第8条 市長は、第5条第1項の回答をする場合は、回答書中に再苦情の申立てができる旨を記載して教示する。

2 再苦情手続の明示については、この要領を公表することで足りることとする。

（再苦情の申立ての方法）

第9条 再苦情の申立ては、第5条第1項に定める回答書を受理した日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して、再苦情申立て書（第4号様式）を提出することにより行うものとする。

（入札監視委員会における意見聴取）

第10条 市長は、前条に定める再苦情の申立てを受理した場合は、速やかに、松山市入札監視委員会設置要綱（平成20年要綱第16号）の定めにより設置する松山市入札監視委

員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼し、当該申立てについて意見を求めるものとする。

（再苦情の申立てに対する回答及び公表）

第11条 市長は、委員会から審議結果の報告を受けた日から起算して7日（休日を含まない。）以内を目途に申立て者に対して、再苦情申立て回答書（第5号様式）により回答するものとする。

2 市長は、前項に定める回答書にあたって、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及び講じようとする措置の概要を付すものとする。

3 市長は、第2項に定める回答書にあたって、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を付すものとする。

4 市長は、申立て者に対して、回答を行ったときは、申立て書及び回答書を、閲覧により速やかに公表するものとする。

（再苦情の申立て却下の通知）

第12条 市長は、松山市入札監視委員会運営要領（平成20年4月1日制定）第9条及び第10条の規定により当該申立てを却下する場合、申立てを受理した日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立て却下通知書（第6号様式）により行うものとする。

（事務処理）

第13条 この要領に定める事務は、総務部契約課において処理する。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する

(第1号様式)

年 月 日

(提出先) 松山市長

申立て者の住所

申立て者の商号又は名称 ㊞

苦情申立て書

松山市建設工事苦情処理要領第3条及び第4条の規定により、下記のとおり苦情の申立てをします。

記

1. 苦情申立ての対象となる件名

2. 苦情申立ての内容及びその理由

(第2号様式)

第 号
年 月 日

申立て者の商号又は名称

松山市長

㊟

苦情申立て回答書

年 月 日付けで貴職より申立てのあった件について、松山市建設工事苦情処理要領第5条の規定により、下記のとおり回答します。

なお、この回答に不服のある場合は、同要領第7条及び第9条の規定に基づき、この回答書を受理した日から起算して7日以内に、再苦情の申立てを行うことができます。

記

1. 苦情申立ての対象となる件名

2. 苦情申立てに対する回答及びその理由

(第3号様式)

第 号
年 月 日

申立て者の商号又は名称

松山市長



苦情申立て却下通知書

年 月 日付けで貴職より申立てのあった件については、松山市建設工事苦情処理要領第6条の規定により、これを却下します。

記

1. 苦情申立ての対象となる件名

2. 苦情申立てを却下する理由

(第4号様式)

年 月 日

(提出先) 松山市長

申立て者の住所

申立て者の商号又は名称 ㊞

再苦情申立て書

松山市建設工事苦情処理要領第5条の規定により、年 月 日付け 第 号で貴職より回答のあった件について、その内容に不服があるので、同要領第7条及び第9条の規定により、下記のとおり再苦情の申立てをします。

記

1. 再苦情申立ての対象となる件名

2. 再苦情申立ての内容及びその理由

(第5号様式)

第 号
年 月 日

申立て者の商号又は名称

松山市長



再苦情申立て回答書

年 月 日付けで貴職より申立てがあった件について、松山市建設工事苦情処理要領第11条の規定により、下記のとおり回答します。

記

1. 再苦情申立ての対象となる件名

2. 再苦情申立てに対する回答及びその理由、これに伴って講じようとする措置の概要

(第6号様式)

第 号
年 月 日

申立て者の商号又は名称

松山市長



再苦情申立て却下通知書

年 月 日付けで貴職より申立てのあった件については、松山市建設工事苦情処理要領第12条の規定により、これを却下します。

記

1. 再苦情申立ての対象となる件名

2. 再苦情申立てを却下する理由